

神戸市子ども・子育て会議「教育・保育部会」

新たな定員確保対策

1. 平成 29 年度の定員確保状況

(1) 平成 29 年度の整備状況

<u>予算</u>	➔	<u>実績見込</u>
1, 550 人		526 人

(進捗遅延の主な理由)

- ・用地確保の困難化
- ・小規模保育事業における建物確保の困難化
- ・認定こども園への移行において、法人の方針決定や施設改修に時間を要する

(2) 平成 30 年度予算の状況

- ・子ども・子育て支援事業計画を見直し平成 31 年度末までに 2,232 人分の保育定員を拡大
- ・平成 30 年度は約 1,600 人分の保育定員を拡大予定



新設園の整備や分園整備、増改築、幼稚園から認定こども園への移行など既存園の活用を基本としてこれまでの取り組みを進めるとともに、以下に掲げる新たな対策を検討する。

2. 教育・保育施設用地の確保等

(1) 都市公園等公共施設の活用

平成 29 年 6 月の都市公園法改正により公園敷地内に保育所等社会福祉施設が設置できるようになったことを受け、神戸市都市公園条例に保育所等の占用料金の規定を追加予定。(平成 30 年 2 月市会上程)



【参考】都市公園内の保育所のイメージ（東京都）

(2) 保育所整備における屋外遊戯場要件の緩和

都市部の中でも駅周辺など極めて用地確保が困難なエリアにおいて施設周辺の公園などを代替遊戯場として利用できることとする。

【参考】

名古屋市「屋外遊戯場の設置に関する要領」

屋外遊戯場の設置について、代替遊戯場を確保することで、下表の左欄の場合において、右欄のようにすることができる。

市の都市計画で指定する商業地域又は近隣商業地域において保育所を設置する場合	基準面積の 1/2 以上の面積で設置することができる。
待機児童が多い地域として市長が指定する地域において賃貸物件を活用して保育所を整備し、設置する場合	
市の都市計画で指定する商業地域であって、かつ容積率が 500%以上とされる地域において保育所を設置する場合	屋外遊戯場を設置しないことができる。ただし、保育所敷地内に水遊びができる場所を確保しなければならない。
鉄道駅の周辺において屋外遊戯場の設置が困難な場所において保育所を設置する場合	

(代替遊戯場)

- ①公園、広場、寺社境内等とし、その所有者等を有する者が地方公共団体、公共的団体その他地域の実情に応じて信用力の高い主体であり、保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。
- ②基準面積以上の広さを有すること。
- ③代替遊戯場での屋外活動及び移動にあたっての安全が確保されていること。
- ④保育所から幼児同伴で徒歩 10 分程度の範囲内にあること。

3. 広域利用の推進

(1) 保育送迎ステーションの設置

保育施設へ児童をバス送迎する拠点施設を利便性の高い場所に設置する。

(2) パークアンドライド方式による保育所整備

自宅から離れた施設へ入園しても利便性が図られるよう、鉄道駅周辺に駐車場を併設した保育施設を設置する。

4. 既存施設等の活用

(1) 認可外保育所の認可施設への移行

認可外保育所のうち、当該事業者が認可施設への移行を希望し施設基準などの認可要件を満たす場合、保育の質の確保の観点から移行支援を行う。

(2) 小規模保育事業所の保育所への移行

小規模保育事業所のうち、当該事業者が保育所への移行を希望し、屋外遊戯場を有するなど認可要件を満たす場合、保育所への移行支援を行う。

(3) 特別養護老人ホーム等における保育施設の設置促進

特別養護老人ホームなどの新設、改修に併せて保育施設を設置する場合の支援を行う。